

府政科技第39号
平成13年3月22日

総合科学技術会議議長

森 喜 朗 殿

内閣総理大臣

森 喜 朗

内閣府設置法第26条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」

理 由

国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針は制定後既に3年を経過しており、諮問第1号「科学技術に関する総合戦略」に対する答申を踏まえて改定する必要があります。